

コンベンション開催支援事業 助成金交付要綱

（目 的）

第1条 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という。）は、沖縄県内におけるコンベンションの開催を促進するため、コンベンションの開催に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項をこの要綱に定めるものとする。

（定 義）

第2条 この要綱で対象とする「コンベンション」とは、学術会議、国内外の学会・協会が開催する会議及びそれに準ずる各種会議を指す。

（助成対象）

第3条 助成対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、コンベンションの主催者又は主催者から委託を受けた者とする。

2 助成対象となるコンベンション（以下「対象コンベンション」という。）は、2020年4月1日～2022年3月31日までに開催されるコンベンションで、次の各号の条件を満たすものとする。ただし、沖縄県が政策推進の観点から特に必要と認める場合は、この限りではない。

（1）国内会議

以下の①～④全てを満たすもの。

- ① 沖縄県外から100名以上の参加者があること。
- ② 開催期間が2日間以上であること。
- ③ 沖縄での開催が未決定であること。
- ④ 下記の項目のうちいずれか2つ以上当てはまること。
 - ア 懇親会の開催を予定していること。
 - イ エクスカーションの実施を予定していること。
 - ウ 一般市民向けプログラムの開催を予定していること。
 - エ 県内企業と連携したプログラムの実施を予定していること。
 - オ 沖縄県内離島での開催を予定していること。
 - カ 沖縄県内に主催関係者（ローカルホスト）がいること。

（2）国際会議

以下の①又は②に該当するもの。

- ① 以下の項目全てを満たすもの。
 - ア 3カ国以上の国での開催実績がある、もしくは開催予定があること。
 - イ 定期的に行われていること。
 - ウ 総参加者数50名以上であること。
- ② 以下の項目全てを満たすもの。
 - ア 沖縄県外から100名以上、かつ、その内海外から50名以上の参加者がある

こと。

イ 開催期間が2日間以上であること。

ウ 沖縄での開催が未決定であること。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は助成の対象としない。

(1) 政治目的、又は宗教目的であるもの。

(2) 主催者が国、地方公共団体及びそれに準ずる団体であるもの。

(3) 開催地の持ち回り制などにより定期的な沖縄開催が決定しているもの。

(4) その他、助成金を交付することが不適切と判断されるもの。

(助成対象経費、助成率及び助成額)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は別紙に掲げるとおりとし、支出された年度を超えての交付はできない。

2 助成率は、2分の1以内とする。

3 助成額は、別紙で定める助成基準額に基づき審査により決定する額、又は助成対象経費の2分の1のいずれか低い方を上限とする。

(登録申請)

第5条 対象コンベンションの登録をしようとする者は、原則として会議を開始しようとする日の前年度の8月31日までに、次の各号の書類をOCVB会長に提出しなければならない。

(1) 登録申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書（様式第2-1～2-3号）

(3) 事業収支予算書（様式第3号）

(4) その他参考となる書類

(審査)

第6条 OCVB会長は、登録申請を受けた場合、助成の可否、助成額について審査を行う。

2 審査に際しては、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

3 審査の内容は非公開とする。

(登録)

第7条 OCVB会長は、前条による審査の結果、その申請内容が適当であると認めるときは、登録及び交付する助成金の予定額（以下「交付予定額」という。）を決定し、その旨を通知するものとする。

(開催地決定の報告)

第8条 前条の規定による登録の通知を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、

開催地が決定した場合、速やかに OCVB に報告しなければならない。

（登録申請の取下げ）

第 9 条 登録事業者は、第 5 条の規定による登録申請を取り下げる場合は、速やかに登録取下げ申請書（様式第 5 号）を OCVB 会長に提出しなければならない。

（登録内容の変更）

第 10 条 登録事業者は、対象コンベンションにおいて次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として会議を開始しようとする日の一年前までに登録内容変更申請書（様式第 6 号）を OCVB 会長に提出しなければならない。

（１）県外・海外からの参加予定者数が大幅に増加する場合。

（２）開催時期の年度をまたぐ変更があった場合。

2 OCVB 会長は、その申請内容が適当であると認めるときは、その旨を通知するものとする。

（登録の抹消）

第 11 条 OCVB 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は登録を抹消することができる。

（１）対象コンベンションが、第 3 条第 2 項に定める要件を満たさないことが明らかになった場合。

（２）対象コンベンションが、第 3 条第 3 項に定める要件のいずれかに該当することが明らかになった場合。

（３）対象コンベンションの他都市での開催が決定した場合。

（４）登録事業者が取り下げ申請を行った場合。

（交付申請）

第 12 条 登録事業者は、助成金の交付を申請しようとするときは、次の各号の書類を OCVB 会長に提出しなければならない。

（１）助成金申請書（様式第 4 号）

（２）事業計画書（様式第 2-1 ～ 2-3 号）

（３）事業収支予算書（様式第 3 号）

（４）その他参考となる書類

2 登録事業者は、年度毎に助成金の交付申請ができるものとする。

3 助成金の交付申請にあたって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定）

第 13 条 OCVB 会長は、交付申請を受けたときは、申請書等の書類を審査し、その申請に係る内容が適当であると認めたときは、助成金の交付の決定をし、助成金交付決定通知書にてその旨を通知するものとする。

2 助成対象経費は別紙に記載された経費のうち、OCVB による交付決定日（交付決定通知書発行日）以降、かつ沖縄開催が決定した日以降に支出された経費とする。

3 OCVB 会長は、前条第 3 項のただし書による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 対象コンベンションの開催前の助成金の交付は、交付予定額の 7 割を上限とする。

（交付申請の取下げ）

第 14 条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の申請の取下げをする場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して 20 日以内に取下げ申請書（様式第 7 号）を OCVB 会長に提出しなければならない。

（交付申請内容の変更）

第 15 条 助成事業者は、助成対象となるコンベンションの開催に係る事業（以下「助成対象事業」という。）において、既に提出した計画及び予算の内容に変更が生じる場合は、速やかに変更申請書（様式第 8 号）を OCVB 会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（中止、廃止）

第 16 条 助成事業者は、助成対象事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ助成対象事業中止（廃止）承認申請書（様式第 9 号）を OCVB 会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故の報告）

第 17 条 助成事業者は、助成事業者の責めによらない事由により、助成事業の予定期間内での完了が困難となった場合は、速やかに事故報告書（様式第 10 号）により OCVB 会長に報告を行い、その指示を受けなければならない。

（広報媒体への表示義務）

第 18 条 助成事業者は対象コンベンションの開催に当たっては、広告、パンフレッ

ト、ウェブサイトその他の広報媒体に、沖縄県から開催助成を受けている旨の表示を行わなければならない。

- 2 前項の表示については、日本語の場合は「特別協力 沖縄県」とし、英語の場合は「Supported by Okinawa Prefectural Government」を原則とする。

(調査)

第 19 条 OCVB は、必要に応じて助成対象事業の実施状況調査を行うものとし、助成事業者はこれに協力するものとする。

(実績報告)

第 20 条 助成事業者は、催事終了日より起算して原則 90 日以内（土日祝日含む）又は、OCVB 会長があらかじめ指定した日までに、次の各号の書類を OCVB 会長に提出しなければならない。なお、期限までに提出されない場合、助成金の交付を取り消すことがある。

- (1) 実績報告書（様式第 11 号）
- (2) 実施概要（様式第 12 号）
- (3) 事業決算書（様式第 13 号）
- (4) 証票書類（写し）
- (5) アンケート（主催者・参加者）
- (6) 参加者名簿又はこれに準ずるもの
- (7) その他 OCVB が必要とする書類

(助成金の額の確定)

第 21 条 OCVB 会長は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類を審査し、助成金の交付決定の内容（第 15 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書にて通知するものとする。

- 2 次の各号に該当する場合は、別紙のとおり助成額を減額することがある。

- (1) 交付予定額又は助成対象経費の 2 分の 1 の額のいずれか低い方を収入として算入することにより、助成対象事業に係る収入が支出を上回る場合。
- (2) 国、地方公共団体及びそれに準ずる団体から開催経費の助成を受けている場合。

- 3 OCVB 会長は、交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

- 4 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、OCVB 会長は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 22 条 OCVB 会長は、第 16 条の助成対象事業の中止又は廃止の申請があった場合若しくは次の各号のいずれかに該当する場合は、第 13 条の決定の内容（第 15 条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令又はこの要綱若しくはこれらに基づく OCVB 会長の処分又は指示に違反した場合
- (2) 交付金を助成対象経費以外の用途に使用した場合
- (3) 交付にかかる申請及び報告等に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、対象コンベンションの全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 OCVB 会長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 OCVB 会長は、前項の返還を命ずる場合は、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 第 2 項の規定に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第 4 項の規定を準用する。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第 23 条 助成事業者は、第 21 条の規定に基づく助成対象事業に係る助成金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 14 号の報告書により OCVB 会長に速やかに報告しなければならない。

2 OCVB 会長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の返還については、前条第 3 項の規定を準用する。

（助成金の請求、支払い）

第 24 条 助成事業者は、助成金交付確定の通知を受けたときは、精算払請求書（様式第 16 号）を OCVB 会長に提出しなければならない。

2 助成事業者は、年度内に 2 回、コンベンション開催前に助成金の請求（以下「概算請求」という。）を行うことができる。

3 前項の概算請求を行う場合は、次の各号の書類を支払いが必要となる日の一カ月前までに OCVB 会長に提出しなければならない。

(1) 概算払請求書（様式第 15 号）

(2) 証票書類（別紙のとおり）

4 助成金の支払いは、助成事業者が指定する金融機関口座に日本円で振り込むもの

とする。

5 海外送金にかかる受取手数料は助成事業者の負担とする。

（催事情報の公開）

第 25 条 OCVB 及び沖縄県は、コンベンション開催支援事業の実績として、助成事業者が開催したコンベンションの概要の一部（催事名、開催期間、開催場所、参加者数・内訳）を公表することができる。

（書類の管理）

第 26 条 助成事業者は、助成対象事業に要する経費について、他の経理と区分して、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに助成対象事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければならない。

（その他）

第 27 条 本要綱に定める提出書類は、原則として全て原本による取扱いとする。

附則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

コンベンション開催支援事業 別紙

1. 助成額について

- (1) 助成額は、表 1 で定める助成基準額に基づき審査により決定する額、又は助成対象経費の 2 分の 1 のいずれか低い方を上限とする。

【表 1】助成基準額

参加者数（沖縄県外）	助成基準額
100 人未満（※国際会議のみ）	50 万円
100 人以上 300 人未満	100 万円
300 人以上 500 人未満	200 万円
500 人以上 1,000 人未満	300 万円
1,000 人以上 1,500 人未満	400 万円
1,500 人以上 2,000 人未満	500 万円
2,000 人以上 3,000 人未満	600 万円
3,000 人以上 5,000 人未満	800 万円
5,000 人以上	1,000 万円

- (2) 次の各号に該当する場合は、以下のとおり助成する。

- ① 交付予定額又は助成対象経費の 2 分の 1 の額のいずれか低い方を収入として算入することにより、助成対象事業に係る収入が支出を上回る場合。
交付予定額又は助成対象経費の 2 分の 1 の額のいずれか低い方から収支差額を差し引いて助成する。
- ② 国、地方公共団体及びそれに準ずる団体から開催経費の助成を受けている場合。
助成対象経費から、他団体からの助成額を控除した額の 2 分の 1、又は交付予定額のいずれか低い方を助成する。

2. 助成対象経費及び提出証票書類について

- (1) 助成の対象となる経費は、表 2 に記載された経費のうち、OCVB による交付決定日（交付決定通知書発行日）以降、かつ沖縄開催が決定した日以降に支出した経費とする。なお、交付決定は年度毎に行うものとし、交付決定を行った日の属する年度に支出した経費に限り助成の対象となる。
- (2) 助成金の交付に当たって提出義務のある証票書類は以下のとおりで全てコピー（又は明瞭な解像度の PDF 等の電子文書）による提出とし、原本については助成事業者において 5 年間の保存義務がある。

①領収書又は金融機関による振込明細書などの、支払いの事実を証する書類

②請求明細書などの、支払いの根拠を証する書類

③日本円以外の支出の場合、支払い日の為替レートが判別できる資料

④表 2 に記載されている追加提出書類

※開催前の会場借料の概算請求に関しては、会場からの請求書のみの提出を可とし、支払いが完了次第、領収書又は金融機関による振込明細書等の、支払いの事実を証する書類を提出すること。

【表 2】助成対象経費一覧

No	助成対象経費	追加提出書類
1	旅費交通費 ※一般参加者の渡航費・宿泊費は除く。	・ 往復分の搭乗券 ※エコノミークラスを原則とする ・ 実施日、場所、参加者役職・氏名を含む議事録（事前打ち合わせの場合） ・ バス、タクシー利用の場合 出発/到着地と用途を領収証等と共に提出 ・ レンタカー利用の場合 出発/到着地と用途を領収証等と共に提出 高速道路料金、燃料費についても同様
2	アルバイト費	・ 会期前の準備に要する人員 出勤簿（氏名、勤務日時、従事内容を記載） ・ 会期中の人員 名簿（勤務時間、従事内容を記載）
3	ウェブサイト製作費	・ 作成ページを印刷したもの ・ URL と掲載期間情報
4	抄録集	・ 作成物の原本又は写真
5	看板製作費	・ 作成物の写真
6	リーフレット・ポスター等製作費	・ 作成物の原本又は写真
7	コンgresバッグ作成費	・ 作成物の写真
8	記念品に係る費用	・ 作成物の写真
9	スタッフ用かりゆしウェア	・ 購入又は作成物の写真
10	プリンタートナー、ネームホルダー等の消耗品費	・ 使用用途を領収証等とともに提出
11	開催期間中のパソコン等のリース費用	・ リース期間が明記されたもの
12	ポスターパネルの設置・撤去費用	・ ポスターセッションの様子を捉えた写真
13	謝金（被招聘者、ゲストスピーカー	・ 対象者氏名と依頼内容の一覧

	等)	
14	イベント保険料	・ 保険証の写し
15	開催の事前 PR に係る学会等参加費	・ 実施日、場所、参加者役職、氏名を含む 報告書及び写真
16	開催に係る業務委託費（PCO 等）	追加書類はありません
17	通訳料	
18	抄録等発送費	
19	会場借料 ※懇親会等の食糧費は除く	
20	エクスカーションに係る費用 ※食糧費は除く	

※助成対象経費には消費税及び地方消費税を含まない。

【表 3】助成対象とならない経費の一例

懇親会等での飲食、及び弁当や飲み物等の食糧費
パソコン、プロジェクター等の備品購入費
お菓子等のお土産に係る費用
図書券等の金券の購入費（カタログギフト含む）
振込手数料
出張の日当（規定がある場合を除く）
協賛金・寄付金に類する費用
収入印紙
沖縄県又は OCVB が実施する他の助成支援と重複する費用（特に認める場合は除く）
その他コンベンション開催経費として適切と認められない経費